

使用済燃料貯蔵事業許可基準規則／事業変更許可申請書記載事項 整理表

本参考資料は、申請者に作成を求める資料の記載例を示したものであり、提出に当たっては本資料を参考に申請者で適切な内容を記載すること。

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>(閉じ込めの機能) 第5条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解釈】</b> 第5条 (閉じ込めの機能) 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 金属キャスクは、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料等を内封する空間を負圧に維持できる設計であること。</p> </div>	<p>四. 1. ロ. (3) a. 金属キャスクは、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気を保つとともに負圧に維持する設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3 (1) 金属キャスクは、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気を保つとともに負圧に維持する設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (1) 金属キャスクは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持できる設計とする。 また、使用済燃料集合体及びバスケットの健全性を維持するため、金属キャスクの内部の空間を不活性雰囲気を保つ設計とする。</p>	○	○	—
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解釈】</b> 第5条 (閉じ込めの機能) 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>二 金属キャスクは、多重の閉じ込め構造を有する蓋部により、使用済燃料等を内封する空間を容器外部から隔離できる設計であること。</p> </div>	<p>四. 1. ロ. (3) b. 金属キャスクは、蓋部における多重の閉じ込め構造により使用済燃料集合体を内封する空間を容器外部から隔離する設計とする。また、閉じ込め機能について監視できる設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3 (2) 金属キャスクは、蓋部における多重の閉じ込め構造により使用済燃料集合体を内封する空間を容器外部から隔離する設計とする。また、閉じ込め機能について監視できる設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。金属キャスクの構造</p>	○	○	—

本文格上げ ←

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>上, 漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p>			
	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">本文格上げ</div>				
<p><b>【解釈】</b> 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>三 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料の検査等のために金属製の乾式キャスクの蓋等を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有する設計とすること等、閉じ込め機能の修復性に関して考慮がなされていること。</p>	<p>四. 1. ロ. (3) c. 金属キャスクは、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3 (3) 金属キャスクは、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (3) 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p>	○	○	—
<p><b>【解釈】</b> 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>四 使用済燃料貯蔵施設の操業に伴い発生する放射性固体廃棄物の処理施設は、放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計であること。</p>	<p>四. 1. ヘ. (1) 気体廃棄物の処理施設は設置しないので該当なし 四. 1. ヘ. (2) (iii) 液体廃棄物の処理施設は設置しないので該当なし 四. 1. ヘ. (3) (iii) 固体廃棄物の処理施設は設置しないので該当なし</p>	<p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (4) 使用済燃料貯蔵施設では、平常時に放射性廃棄物は発生しないため、放射性廃棄物の処理施設を設置しない。 なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に封入した後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p>	—	—	—

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p><b>【解釈】</b>  第5条（閉じ込めの機能）  1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>五 放射性固体廃棄物の貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵施設から発生する放射性固体廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計であること。</p>	<p>四. 1. ロ. (3)  d. 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。また、漏えいを生じたときの漏えい拡大防止を考慮した設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3  (4) 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮した設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能  <u>適合のための設計方針</u>  (5) 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域の独立した区画内に設け、また、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とする。</p>	○	—	—